

第3期 豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか 育みプラン・とよなか

概要版



すべてのこどもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
こどもを愛情深く育むまち・とよなか



令和7年(2025年)2月
豊中市



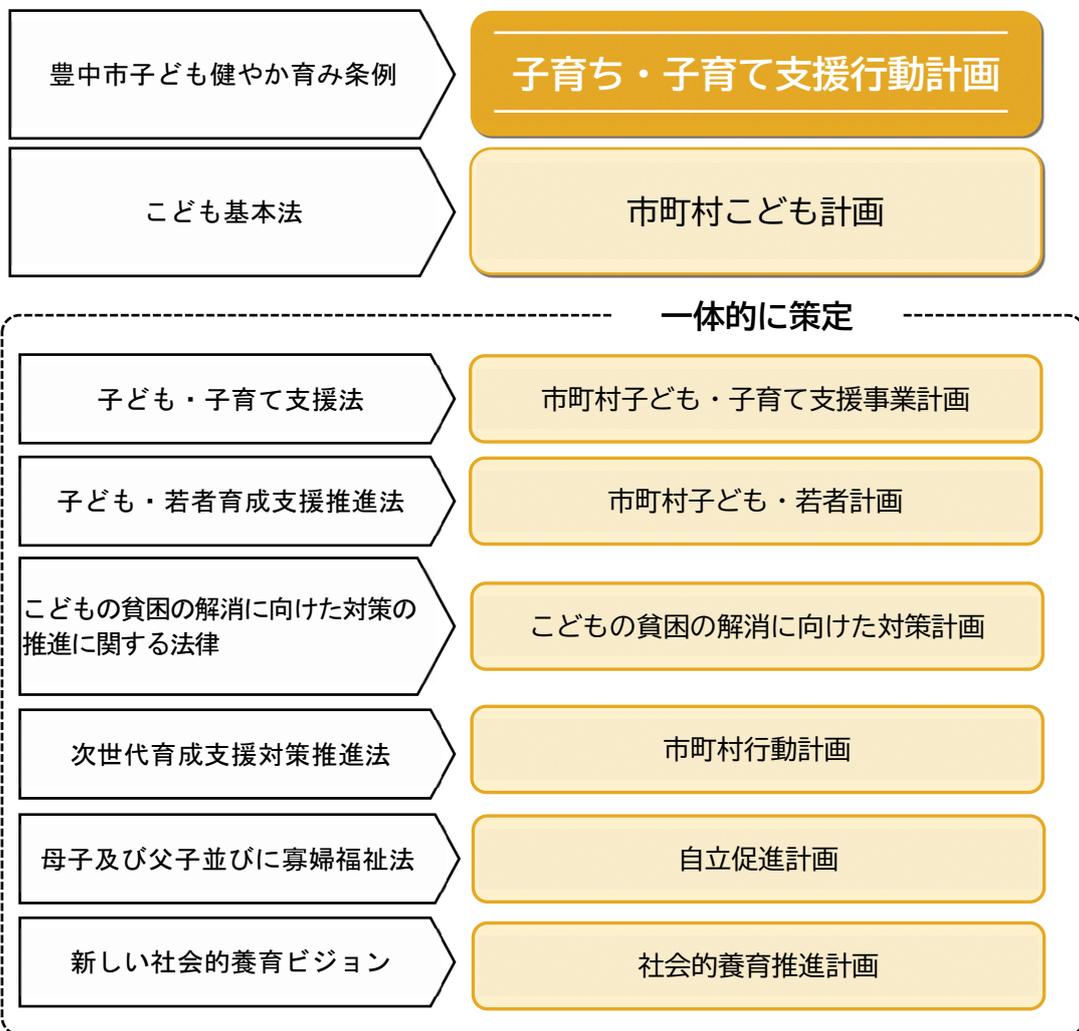
計画の位置づけ

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」第15条に基づく「子育て・子育て支援行動計画」、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」に位置づけるものです。

また、本市の子育て・子育てに関わる他の計画も一体的に策定しています。

| | |
|------|----------------------------------|
| 計画期間 | 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間 |
|------|----------------------------------|

[条例・法律等における位置づけ]



※こども、若者の定義

「こども基本法」に基づき、「こども」を「心身の発達の過程にある者」とします。

また「若者」については、国の大綱等に基づき、おおむね中学生年代から40歳未満の者としてします。

豊中市子ども健やか育み条例

基本理念

- ◆こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とする
- ◆こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を実現するために必要なことをこどもとともに考える
- ◆こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう支援する



保護者の役割

こどもがほっとできる家庭をつくり
ます。また、こどもの年齢や成長に応
じた生活習慣を身につけることので
きるよう、育ちを支えます。



地域の役割

まちの行事や活動を通して、こどもと
のふれあいを大切にします。また、こ
どもの安全を見守り、保護者の子育て
を応援します。

こどもの育ちに大切なこと

- 愛され、信頼され、認められること
- 多様な人との交流
- 様々な体験

人とつながり、未来を切り拓く力

- 主体的に考え、行動する力
- 豊かな人間性や社会性
- 規範意識



育ちの中で身につける力

- 基本的な生活習慣
- 豊かな情操
- 自分を大切にする気持ち
- 個性
- 他者への思いやり
- 責任感
- 創造力



社会全体で こどもの育ちを支えます

豊中市の役割

幼稚園、保育所、学校などの役割

こどもが安全に、安心して過ごせるよ
うにします。また、こどもがもつ個性
や能力を大切に、遊びや学びを通し
てこどもの力を育みます。

みんなと力を合わせて、こどもを大切
に育むことができるまちをつくりま
す。また、豊中市をどんなまちにしたいかこどもの意見を聴いたり、こども
が安心して悩みや不安を相談できる
ようにします。



基本理念

すべてのこどもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
こどもを愛情深く育むまち・とよなか

- ◆こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします
- ◆こどもの健やかな育ちを支えます
- ◆安心して子育てができるよう地域全体で家庭を支えます
- ◆こどもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

施策体系

特に優先的に取組むべき施策

重点
施策

- ① 確実に支援に **つなぐ** ～寄り添い・つなぐ相談援助～
- ② 子育ては **みんなで** ～子育ての社会化～
- ③ こどもと **ともに** ～こども自身による多様な参画～

全施策の体系（重点施策を含む）

施策の柱 1

子育て支援

- 1-1 保育及び教育環境の充実
- 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供
- 1-3 こどもの居場所づくり
- 1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援
- 1-5 若者の自立支援

施策の柱 2

子育て支援

- 2-1 地域の子育て環境の整備
- 2-2 子育てに必要な情報提供等
- 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援
- 2-4 子育てと仕事の両立の推進

施策の柱 3

安心・安全な
まちづくり

- 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備
- 3-2 こどもの安全確保

施策の展開

重点施策 1

確実に支援につなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～

児童虐待相談件数・対応件数や不登校児童数は増加傾向にあり、また課題を抱えるこども・家庭の潜在化も見受けられることから、こども・家庭への迅速かつ丁寧で切れめのない支援と予防的な関わりの強化、より身近な場所での早期支援が求められます。また、こども・家庭の抱える課題が複合的なケースが増加していることから、その解決にむけては学校・地域、福祉など関係機関のさらなる連携強化が必要となっています。

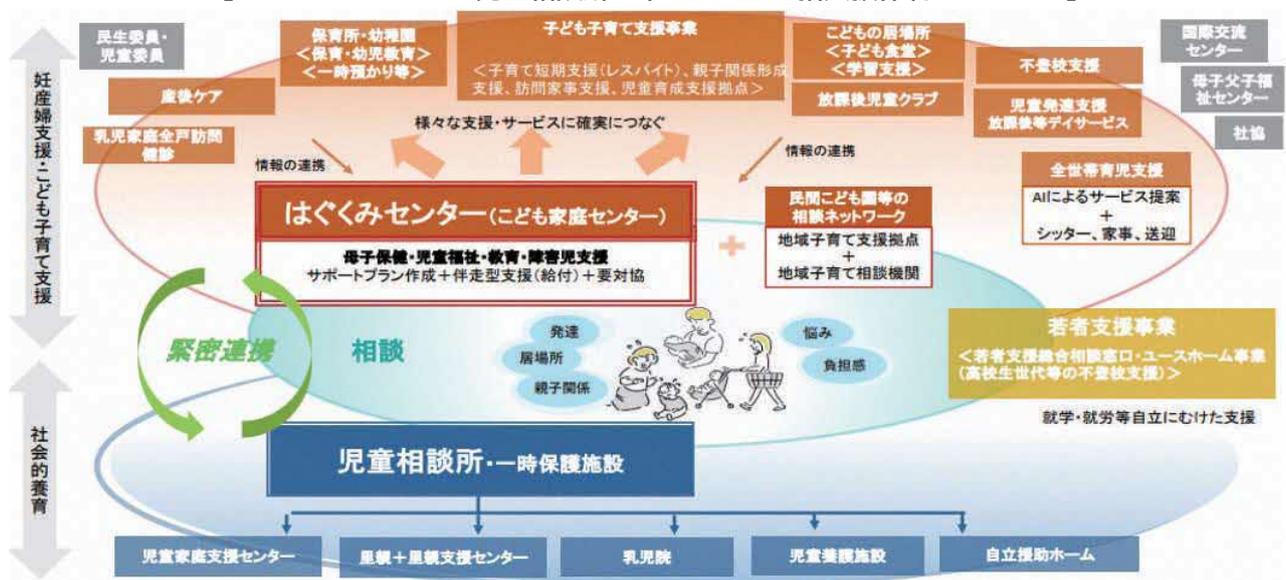
■ 施策の方向性

- ◆ 地域の身近なところで気軽に相談でき、ニーズに応じて関係機関や支援・サービスにつながる仕組みづくりをめざします。
- ◆ 支援・サービスの質・量・種類を確保し、全ての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「はぐくみセンター（こども家庭センター）」と、様々な措置機能を有する「児童相談所」を中心として、「若者支援総合相談窓口」など各相談窓口や関係機関が一体となった包括支援体制の構築をめざします。
- ◆ 個別に応じたサポートプラン等、一人ひとりのニーズに応じて切れめなく「確実に支援に結びつける」仕組みの構築をめざします。

■ 施策展開

- ◆ はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制づくり
- ◆ 地域の身近な相談支援の推進

〔はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制のイメージ〕



重点施策2

子育ては みんなで ～子育ての社会化～

子育ての不安感や負担感を抱える保護者や、子育てに伴い仕事や自分の時間が十分とれないと感じている保護者が増加しており、調査では、「代わりに子どもをみってくれる人がいない」や「悩みを相談できる友人・知人、育児仲間がいない」など、子育てについて身近な人に頼れていない実態も明らかとなっています。

子育ての負担軽減、不安感の解消にむけて、子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、子育て家庭と地域とを結び付け、より社会全体で子どもを育む環境づくり（子育ての社会化）が必要となっています。

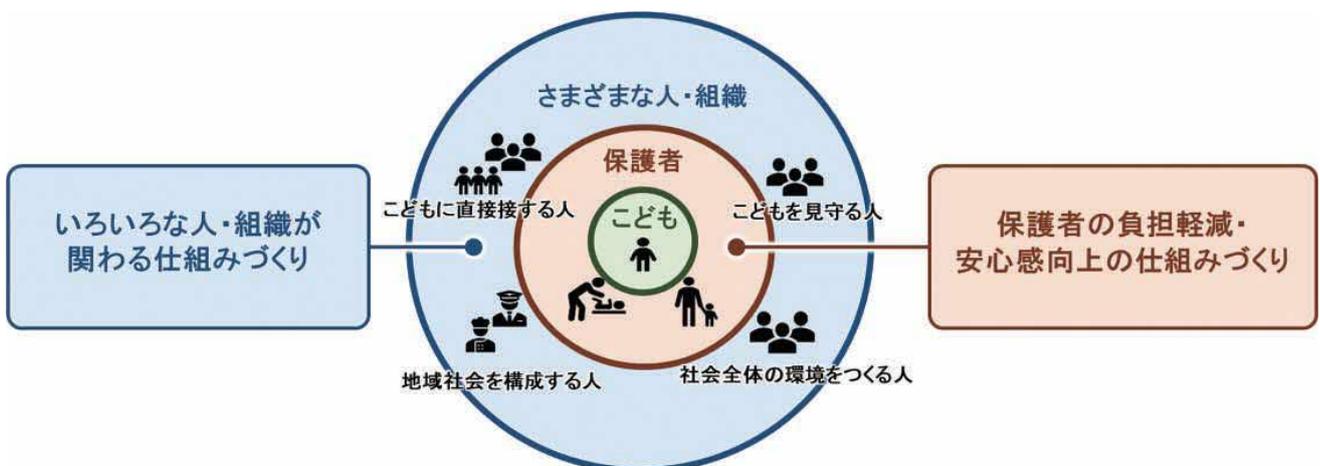
■ 施策の方向性

- ◆保護者の負担軽減・安心感の向上のため、子育ての楽しさや意義を感じ、余裕をもって子どもと向き合えるよう、多様なニーズに応える施策・事業の充実をめざします。
- ◆様々な人や組織が、子育て支援の担い手や支援者・団体として連携強化していく仕組みの構築をめざします。

■ 施策展開

- ◆保護者の負担軽減・安心感向上の仕組みづくり
- ◆いろいろな人や組織が子育てに関わる仕組みづくり

[子どもを養育する保護者を支え、子ども・子育てを様々な人や組織が支える仕組みのイメージ]



重点施策 3

こどもとともに ～こども自身による多様な参画～

調査では、こどもの自己肯定感（「自分のことが好き」）が向上している一方で、将来の夢をもっているこどもや校外活動への参加経験をもつこどもは減少し、社会のために役に立つより、自分の好きなように暮らすことを好む声の増加傾向もあります。

次代の社会を担うこどもが、人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会（こどもまんなか社会）を実現するために、こどもの社会参加の促進とこどもが意見表明できる機会の拡充、こどもの権利や社会参画が保障される環境づくりが必要となっています。

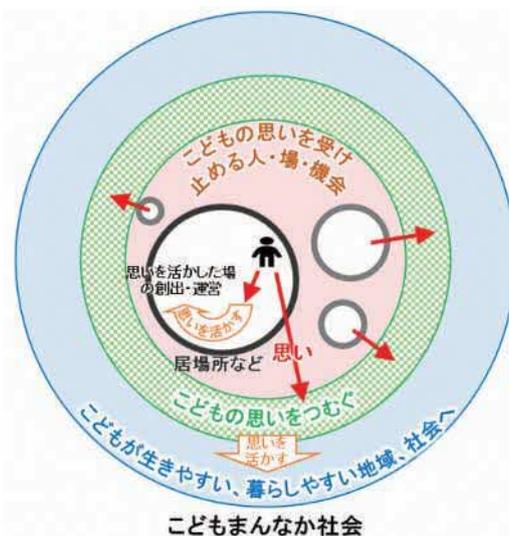
■ 施策の方向性

- ◆こどもが権利の主体であることを、こども自身も実感できる取組みの強化をめざします。
- ◆こどもが意見表明できる機会や役割をもって、主体的に社会参画できる機会の充実をめざします。
- ◆自分らしい生き方の選択や自立して生きていくために必要なこと、自分を守るすべを知る取組みの強化をめざします。
- ◆周囲の大人への啓発の強化（「こどもが意見や気持ちを言っていていい、表現していい」という雰囲気づくりや機運醸成）をめざします。

■ 施策展開

- ◆こどもの思いを受け止める場の充実
- ◆こどもの社会参画・意見表明の仕組みづくり
- ◆こどもの自己実現支援
- ◆大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

【こどもまんなか社会の実現イメージ】



施策の柱 1 子育て支援



1-1 保育及び教育環境の充実

こどもが安心して、安全に遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる姿をめざします

拡充

- ◆こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の推進
- ◆「第2次公立こども園再整備計画」を推進
- ◆学びの多様化学校の開校など

1-2 多様な人との交流及び体験をすることができる機会の提供

こども・若者が主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる姿をめざします

拡充

- ◆こども・若者発信での意見表明機会の充実
- ◆社会的養護における第三者による意見表明支援の仕組みづくりなど

1-3 こどもの居場所づくり

家庭づくりや学校・地域におけるこどもの居場所づくりが進み、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる姿をめざします

拡充

- ◆様々な地域の居場所のネットワーク化など
- ◆児童育成支援拠点、豊中型認定居場所のいずれかを全中学校区に展開
- ◆居場所の運営支援・支援力向上

1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

こどもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とするこどもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる姿をめざします

拡充

- ◆はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制でこどもと子育て世帯をまるごと支援
- ◆不登校支援の充実

1-5 若者の自立支援

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる姿をめざします

- ◆若者支援に係る相談・支援機能の充実
- ◆支援ネットワークの強化
- ◆居場所など社会的自立に向けた取り組みの強化

施策の柱 2 子育て支援



2-1 地域の子育て環境の整備

こどもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ保護者同士も身近な場所でふれあい、支えあうことができる姿をめざします

拡充

- ◆すべての小学校区で公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を設置

2-2 子育てに必要な情報提供等

保護者が子育てに喜びを感じ、こどもとともに成長できていると感じることができる姿をめざします

- ◆はぐくみセンターを中心とした利用者支援体制の充実
- ◆子育てに関する情報発信の充実
- ◆家庭教育支援の推進

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

保護者が身近な場所で相談できたり、必要な支援を受けられることで、安心して子育てできる姿をめざします

拡充

- ◆預かり事業、訪問型の相談支援事業の充実
- ◆はぐくみセンター、児童相談所等の関係機関の連携の強化
- ◆児童相談所での支援後の途切れない自立支援
- ◆支援サービスを一元管理・発信するプラットフォームの構築と新サービス創出など

2-4 子育てと仕事の両立の推進

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる姿をめざします

拡充

- ◆保育定員の確保
- ◆多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

地域の中で安心して安全に妊娠・出産・子育てができる姿をめざします

拡充

- ◆産後ケアサービスの拡充
- ◆子育てバリアフリーの充実
- ◆公園や住居入居支援の充実

3-2 こどもの安全確保

こどもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安心して安全に暮らすことができる姿をめざします

- ◆地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実
- ◆こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

第3期子育て・子育て支援計画に包含する各計画等の概要

■ 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めています。

〈教育・保育提供区域の設定〉

教育・保育提供区域として、3つの区域を設定します。

〈量の見込みと確保方策〉

事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等をふまえて設定します。

教育・保育

不足する保育定員については既存施設活用や新規整備で確保します。

地域子ども・子育て支援事業

質・量・種類を充実していきます。



■ 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後こどもクラブの整備等を計画的に進めます。

〈目標事業量の設定〉

「放課後こどもクラブ」「地域子ども教室」及び同一校内で放課後こどもクラブと地域子ども教室が連携しながら事業を実施している「校内交流型」の目標事業量を設定しています。

〈取り組みのポイント〉

- 校内交流型の推進
- 放課後こどもクラブ及び地域子ども教室への学校施設の活用

■ ひとり親家庭への支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）

ひとり親家庭の経済的・精神的自立とこどもの健やかな育ちに向けて、(1) 安定した生活基盤の確立、(2) 子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、(3) こどもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取り組みにより総合的な支援を行います。

〈取り組みのポイント〉

- 1 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実
- 2 就業支援
- 3 子育て・生活支援
- 4 経済的支援・養育費の確保
- 5 こどもへの支援

■ こどもの未来応援施策の推進（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）

貧困により、こどもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、こどもがその権利利益を害され社会から孤立することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、課題を整理し、効果的に施策に取り組みます。

〈取り組みのポイント〉

- (1) 保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実
- (2) こどもの生活習慣、家族の関わりへの充実
- (3) こどもの学習理解度・意欲、自己効力感の醸成
- (4) 保護者への相談支援の強化

■ 若者自立支援計画

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の社会的自立を支援するため、3つの取組みを実施します。

〈取り組みのポイント〉

- 1 若者支援に係る相談・支援機能の充実
「若者支援総合相談窓口」の機能の充実、支援の質の向上、周知強化
- 2 支援ネットワークの強化
豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実／分野を超えた複雑・複合した課題のあるケースへの対応の強化 など
- 3 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化
日常的な関わりの中で支援が実施できる拠点の充実／ひきこもり状態に関する相談支援機能の強化 など

■ 社会的養育推進計画

令和7年度(2025年度)の児童相談所の開設にあたり、こどもの権利擁護に関する環境をはじめ、体制整備に向けた考え方や目標、取組内容を具体的に示し、豊中市のこどもが豊中市で安心して成長することができる養育支援体制の構築をめざします。

○計画策定のポイント

- 1 こどもが安心して暮らし続けられる支援体制
【家庭養育優先原則とパーマネンシー保障理念の徹底】
- 2 こどもの人権が第一に尊重される支援体制
【こどもの最善の利益の実現】
- 3 こどもが地域全体で守られる支援体制

計画の推進に向けて

進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。



守られるべき こどもの権利

豊中市子ども健やか育み条例で大切にしている「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」で決められたものです。

子どもの権利条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にし、こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。この条約は、人権を守るための国際社会の取組みの中で、特にこどもの人権(権利)を定める条約として、1989年に国連総会で採択され、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約は、①「差別の禁止」、②「子どもの最善の利益」、③「生命、生存及び発達に対する権利」、④「子どもの意見の尊重」を4つの原則としており、これらの原則は、「こども基本法」にも取り入れられています。

生きる権利

こどもは、一人ひとりの命が大切にされ、安心して生活し、健やかに成長することができます。

守られる権利

こどもは、あらゆる差別や虐待(からだや心を傷つけるようなひどいあつかい)、いじめから守られます。

育つ権利

こどもは、家庭や地域の中で、まわりの人から愛され、信頼され、認められながら、遊びや学びを通して自分の個性や能力を発揮し、その力を伸ばすことができます。

参加する権利

こどもは、家庭や学校、地域などで自分やこどもに関わりがあることについて、自分の意見を言うことができます。また、友人をつくり、友人と集うことができます。

第3期 豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか育みプラン・とよなか(概要版)

令和7年(2025年)2月

【編集・発行】

豊中市 こども未来部 こども政策課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1
電話 06-6858-2258 FAX 06-6254-9533

